

端末設備等の接続の技術的条件

第1章 総則

(目的)

第1条 この条件は、電気通信事業法（昭和59年12月25日法律第86号（以下「法」という。））第52条1項、第70条1項および端末設備等規則（昭和60年郵政省令第31号）第35条（同第36条で準用する場合も含みます）の規定に基づき、当社の事業用電気通信回線設備に接続される端末設備等の接続の技術的条件を定めることを目的とします。

(定義)

第2条 この条件で使用される用語の解釈については、次の定義に従います。

(1)IP通信網サービス用設備 主としてデータを伝送することを目的として、デジタル信号により符号の伝送を行うための電氣的通信回線設備

(2)IP通信網サービス用端末等 当社のIP通信網サービス用設備に接続する端末設備または自営電気通信設備

第2章 LAN接続を用いるIP通信網サービス端末等

(電氣的条件等)

第3条 LANインタフェースを用いるIP通信網サービス端末等のうち、10BASE-T、100BASE-TX、1000BASE-Tについては、インターネットプロトコル電話端末及び専用通信回線設備等端末の電氣的条件等を定める件（平成23年総務省告示第87号）にて定める別表第6号に準じます。10GBASE-Tについては、別表1号に示すインタフェース種別の電氣的条件等は同表のとおりとします。

別表第1号 LANインタフェースを用いるIP通信網サービスの電氣的条件

インタフェースの種別	電氣的条件等
IEEE 802.3an (10GBASE-T)	端末設備の送出電圧は、100 Ω の負荷抵抗に対して6.2V(P-P)以下